

平成23年度

千葉市立高等学校第1学年入学者選抜要項

千葉市教育委員会

平成23年度 千葉市立高等学校第1学年入学者選抜要項

I 募集定員

千葉市立千葉高等学校全日製の課程第1学年

普通科 280名(男女共学)

理数科 40名(男女共学)

千葉市立稲毛高等学校全日製の課程第1学年

普通科 200名(男女共学)

国際教養科 40名(男女共学)

II 入学検査料

千葉市収入証紙により2,200円を入学願書に貼付する。

III 前期選抜

千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稲毛高等学校の募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像及び受検者の志願理由書に基づき、学力検査の成績、各高等学校が定めた検査の結果及び書類の審査等により入学者の選抜を行う。

1 選抜枠

千葉市立千葉高等学校

普通科 募集定員の60%

理数科 募集定員の60%

千葉市立稲毛高等学校

普通科 募集定員の60%

国際教養科 募集定員の75%

2 期待する生徒像

千葉市立千葉高等学校

【普通科】

高校生活を意欲的に送る意志のある者で、かつ、次のア又はイのいずれかの要件を具備すること。

ア 学習成績が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。

イ スポーツ活動・文化活動・生徒会活動・ボランティア活動等に優れた実績を有し、かつ、本校の学習に十分適応できること。

【理数科】

高校生活を意欲的に送る意志のある者で、理数分野に強く興味・関心を有し、深く探求する意志があること。さらに次のア又はイのいずれかの要件を具備すること。

ア 学習成績が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。

イ スポーツ活動・文化活動・生徒会活動・ボランティア活動等に優れた実績を有し、かつ、本校の学習に十分適応できること。

千葉県立稲毛高等学校

【普通科】

人物ならびに学習成績に優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組むとともに、部活動・生徒会活動などの特別活動に積極的に参加する者。

【国際教養科】

人物ならびに学習成績に優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組むとともに、部活動・生徒会活動などの特別活動に積極的に参加する者。

3 提出書類

入学願書、調査書、学習成績一覧表、志願理由書等

4 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
平成23年2月7日(月)	午前9時から午後4時30分まで
平成23年2月8日(火)	午前9時から午後4時まで

5 提出先

志願する高等学校の校長

6 検査の期日

平成23年2月15日(火)及び16日(水)

7 検査の内容

第1日の学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語・理科・社会	各教科50分	各教科100点

第2日の検査の内容

千葉県立千葉高等学校

【普通科】小論文

【理数科】小論文

千葉県立稲毛高等学校

【普通科】学校独自問題(基礎:数学・英語)

【国際教養科】学校独自問題(基礎:数学・英語)

8 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査、学力検査の成績及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、次の算式1で算出した数値を選抜の資料とする。

算式1

$$X + \alpha - m$$

算式1の符号

X 当該志願者の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭

及び外国語（外国語については必修及びすべての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定の全学年の合計値

α 別に定めるところの数値

m 当該志願者の在籍する中学校の第3学年に在籍する生徒の調査書中における国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及びすべての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定の全学年の合計値の平均値

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 選抜結果の発表及び通知

平成23年2月22日（火）に発表し、本人に通知する。

10 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(1) 日時

平成23年3月8日（火）午前9時

(2) 場所

志願した高等学校

11 その他

入学許可候補者に内定しなかった者は、新たに入学願書等を提出して「Ⅵ 後期選抜」に志願することができる。

Ⅳ 海外帰国生徒の特別入学者選抜

千葉市立稲毛高等学校普通科及び国際教養科の「Ⅲ 前期選抜」の選抜枠の一部について特別に入学者の選抜を行う。

1 志願要件

(1) 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内のもの

(2) 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して4年以上の者で、帰国後2年以内のもの

2 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

3 提出期間、受付時間及び提出先

「Ⅲ 前期選抜」の4及び5に定めるところによる。

4 検査の期日

「Ⅲ 前期選抜」の6に定めるところによる。

5 検査の内容

「Ⅲ 前期選抜」の7に定めるところによる。

6 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び千葉市立稲毛高等学校において実施した

検査の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「Ⅲ 前期選抜」の8で定める算式1で算出した数値を選抜の資料とする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

7 選抜結果の発表及び通知

「Ⅲ 前期選抜」の9に定めるところによる。

8 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「Ⅲ 前期選抜」の10に定めるところによる。

9 その他

「Ⅲ 前期選抜」の11に定めるところによる。

V 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

各高等学校の「Ⅲ 前期選抜」の選抜枠の一部について特別に入学者の選抜を行う。

1 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内（普通科は千葉市内）に居住しているか又は居住予定のある者のうち帰国して3年以内のもの

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

2 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

3 提出期間、受付時間及び提出先

「Ⅲ 前期選抜」の4及び5に定めるところによる。

4 検査の期日

平成23年2月16日（水）

5 検査の内容

面接及び作文

6 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「Ⅲ 前期選抜」の8で定める算式1で算出した数値を選抜の資料とする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

7 選抜結果の発表及び通知

「Ⅲ 前期選抜」の9に定めるところによる。

- 8 入学許可候補者の発表の日時及び場所
「Ⅲ 前期選抜」の10に定めるところによる。
- 9 その他
「Ⅲ 前期選抜」の11に定めるところによる。

Ⅵ 後期選抜

1 提出書類

入学願書、調査書、学習成績一覧表等

2 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
平成23年2月23日(水)	午前9時から午後4時30分まで
平成23年2月24日(木)	午前9時から正午まで

3 提出先

志願する高等学校の校長

4 志願又は希望の変更

(1) 「Ⅵ 後期選抜」に出願した者は、1回に限り、希望する課程及び学科の変更又は志願する高等学校の変更をすることができる。

(2) 志願又は希望の変更受付期間及び受付時間

志願又は希望の変更受付期間	受付時間
平成23年2月25日(金)	午前9時から午後4時30分まで
平成23年2月28日(月)	午前9時から正午まで

5 入学願書等の提出期間の特例

(1) 入学願書等の提出及び志願の変更の期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 「Ⅵ 後期選抜」の2に定める入学願書等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず千葉市立高等学校を新たに志願しようとする者

イ 千葉市立高等学校に出願している者で、「Ⅵ 後期選抜」の4の(2)に定める志願又は希望の変更受付期間中の保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願の変更をしようとするもの

(2) 入学願書等の提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
平成23年2月25日(金)	午前9時から午後4時30分まで
平成23年2月28日(月)	午前9時から正午まで

6 検査の期日

平成23年3月2日(水)

7 学力検査等の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語・理科・社会	各教科40分	各教科100点

8 選抜方法

(1) 中学校の校長から送付された調査書、学力検査の成績等を資料とし、各高等学校の教育を受け

るに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

- (2) 理数科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を1.5倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなす。
- (3) 国際教養科を志願する者については、学力検査の英語の得点を1.5倍した値を英語の得点とみなす。
- (4) 欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「Ⅲ 前期選抜」の10に定めるところによる。

Ⅶ その他

上記に定められたこと以外は「平成23年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成23年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施細目」に準ずる。なお不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉市教育委員会学校教育部

指導課 Tel 043 (245) 5935

学事課 Tel 043 (245) 5928

通学区域に関する規則等

1 千葉市立高等学校管理規則

(通学区域)

第3条の2 学校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科 千葉市内全域
 - (2) 理数科及び国際教養科 千葉県内全域
- (入学の志願及び募集等)

第25条の2 学校に入学を志願することができる者は、普通科にあつては、本人及び保護者が本市に居住する者とし、理数科及び国際教養科にあつては、本人及び保護者が千葉県内に居住する者とする。

- 2 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。
- 3 生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

2 千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第5号。以下「高等学校規則」という。）第25条の2第2項の規定による千葉市立高等学校（以下「高等学校」という。）及び千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号。以下「小中学校規則」という。）第31条の5第2項の規定による千葉市立稲毛高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の入学の志願の特例に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認に係る手続)

第2条 高等学校規則第25条の2第2項又は小中学校規則第31条の5第2項の規定により校長の承認を受けて高等学校又は附属中学校に入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 当該学校を志願することについてのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校又はIn籍小学校の校長の証明書
- (2) 入学後は当該学校の通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉市立高等学校第1学年入学者選抜要項又は千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項に定める書類
- (4) その他当該学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第3条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。